

令和元年度 第5回 四国中央市農業委員会

総 会 議 事 録

四国中央市農業委員会

令和元年度第5回農業委員会総会日程表

日 時 令和元年8月5日(月) 午後1時30分～

場 所 JAうま総合経済センター 会議室

招集者 四国中央市農業委員会会長 石川 有利

議 事 日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第5 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)

日程第6 議案第4号 非農地証明願について

日程第7 諮問第1号 法定外公共財産(道・水路)の用途廃止について

日程第8 諮問第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

出席委員(18名)

1番 大西 嘉一郎	2番 石川 有利
3番 星川 安徳	4番 横尾 昇
5番 押条 和司朗	6番 篠原 義尚
8番 武村 美枝子	9番 妻鳥 和美
10番 高橋 博	11番 坂上 宏
12番 尾崎 靖雄	13番 鈴木 博美
14番 高橋 藤信	15番 辻 政春
16番 河村 薫	17番 齋藤 伊勢子
18番 則友 祝幸	19番 石川 武将

欠席農業委員(1名)

7番 鈴木 俊一

出席農地利用最適化推進委員(22名)

1番 脇 純樹	2番 藤田 紘正
3番 薦田 悦男	4番 森川 雅之
5番 高橋 忠明	7番 宇高 勉
8番 鎌倉 静夫	9番 石村 好典
10番 中泉 敏則	11番 石川 修平
12番 高橋 功	14番 三好 忠行
15番 河村 一碩	16番 合田 篤夫
17番 鈴木 一郎	19番 加地 照男
20番 渡邊 繁	21番 越智 寧
22番 村上 佳清	23番 近藤 良啓
24番 高橋 祥志	25番 鈴木 敏也

欠席農地利用最適化推進委員(3名)

6番 合田 慎太郎	13番 立川 貞美
18番 真鍋 義孝	

出席した職員

事務局長 篠原 敬三	次 長 石川 考太
係 長 岡田 昇	係 長 合田 圭
専門員 大西 唯文	

局 長 ご起立願います。

局 長 礼、ご着席ください。

局 長 それでは開会にあたりまして、会長より総会招集の挨拶をお願い申し上げます。

会 長 委員の皆さん、こんにちは。毎日暑いというのを乗り越えまして、頭はくらくらする、めまいがするような状況で大変でございます。そういう中、農作物の管理等で忙しいと思います。本日、農業委員会の総会にご出席いただきありがとうございます。明日の未明から台風8号、9号が九州の方へめがけて上陸しそうな雰囲気です。今日帰られましたら、農作物に少しでも被害が無いように管理していただけたらと思います。

議 長 只今の出席委員数は、18名であります。

議 長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議 長 よって、第5回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 これより、会議を開きます。

議 長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議 長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、農業委員の7番 鈴木俊一委員から欠席届けがありましたので、ご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員の6番 合田慎太郎、13番 立川貞美委員、18番 真鍋義孝委員より欠席届けがありましたので、お知らせいたします。

議 長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議 長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、15番 辻 政春委員、14番 高橋藤信委員を指名いたします。

議 長 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

議 長 報告を求めます。合田 圭 君。

合田係長 受付番号13番～14番を議案書により報告

議 長 以上で報告を終わりました。

議 長 日程第3、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。合田 圭 君。

合田係長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。受付番号61、金砂町小川山の畑9筆については、売買による所有権移転であります。受人が経営規模を拡大するための申請であり、農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。取得後はハナシバの栽培を継続されるそうです。受付番号62、富郷町津根山の畑3筆については、売買による所有権移転であります。受人は新規就農者ということで、7月26日、坂上宏農業委員、合田篤夫推進委員、篠原事務局長、私とでヒアリングを行いました。受人の〇〇さんは、両親と一緒に約30年間農業を営んでこられ、申請地域の農地を荒らしたくないという気持ちも強く、就農について意欲を感じられました。なお、農地法第3条第2項の許可要件としてこの申請のみでは、経営農地面積が下限面積未満となっていますが、後ほど議案第3号、受付番号64、65で説明いたします利用権設定の申出がされています。利用権設定が承認されれば、下限面積以上となりますので、この3条許可については、農用地利用集積計画の公告後に予定されています。その他、農地法第3条第2項の各号について問題ありません。取得後はハナシバの栽培を継続されるそうです。受付番号63、土居町上野の田1筆について、売買による所有権移転であります。受人は近隣で耕作便利のため取得するもので、農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。取得後はシキミの栽培を継続されるそうです。受付番号64、土居町藤原1番耕地の畑1筆、土居町藤原5番耕地の田2筆、土居町藤原6番耕地の田5筆について、売買による所有権移転であります。受人は、経営規模拡大のための申請であり、農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。取得後は里芋、水稻の作付けを予定されています。受付番号65、₄67は受人が同じですので合わせて

ご説明いたします。土居町津根の畑2筆、土居町津根の田1筆について、売買による所有権移転であります。受人は新規就農者ということで、7月25日、河村薫農業委員、村上佳清推進委員、石川次長、私とでヒアリングを行いました。受人の〇〇さんは、農家出身ということで約30年間手伝いなどの経験もあり、今回就農するにあたって息子さん夫婦の協力も得られるとのことで、後継者についても問題無いと考えます。なお、農地法第3条第2項の許可要件として、この申請のみでは、経営農地面積が下限面積未満となっていますが、こちらも後ほど議案第3号、受付番号67で説明いたします利用権設定の申出がされています。利用権設定が承認されれば、下限面積以上となりますので、この3条許可についても、農用地利用集積計画の公告後の予定です。その他、農地法第3条第2項の各号については問題ありません。取得後は水稻、夏柑、アボカド等の栽培を予定されています。受付番号66、土居町津根の畑1筆については、売買による所有権移転であります。受人は小作地を所有地にしたいということで小作地開放です。農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。取得後は里芋の栽培を予定されています。受付番号68、土居町津根の畑1筆について、売買による所有権移転であります。受人は近隣で耕作便利のため取得するもので、農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。取得後は果樹栽培を予定されています。受付番号69、土居町野田の田1筆について、売買による所有権移転であります。受人は近隣で耕作便利のため取得するもので、農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしております。取得後は水稻の作付けを予定されています。受付番号70、土居町天満の田1筆について、売買による所有権移転であります。受人は現在、新居浜市在住ですが、四国中央市内に農地を所有、耕作されており、その近隣の農地ということで取得するものです。農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。取得後は水稻の作付けを予定されています。以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。今回新規就農者が2名いらっしゃいます。補足説明の時に農業委員の意見があれば、お願いいたします。

議 長 受付番号61番

委 員 異議ありません。

議 長 62番

坂上委員 譲受人の〇〇〇〇さんは、出身が同じ富郷町藤原地区で母親と一緒に農業をしておりましたので、新規就農者ですが問題無いと思います。

議 長 63番

委 員 異議ありません。

議 長 64番

委 員 異議ありません。

議 長 65番

村上推進委員 異議ありません。〇〇〇〇〇さんは実家は近くなのですが、今まで農業をしておりましたので、経験があるということで、問題無いと思います。

議 長 66番

委 員 異議ありません。

議 長 67番

委 員 異議ありません。

議 長 68番

委 員 異議ありません。

議 長 69番

河村農業委員 異議ありませんが、先ほどの説明で水稻をする予定と言われましたが、本人は里芋や野菜を作るということです。

議 長 70番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

議 長 それでは格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について
原案のとおり、賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第1号は、原案のとおり許可する
ことに決しました。

議 長 日程第4 議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請
に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。石川 考太 君。

石川次長 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する
意見についてご説明いたします。今回の申請は16件です。受付番号
92、金生町下分の案件について、受人は宅地建物取引業を営んで
おり、現在、同地域内で安い住宅を希望するお客様が多いにもかか
わらず物件を準備できていないため、生活施設から近く住環境の整っ
た申請地を譲り受けての受人・渡人合致の分譲宅地造成です。受人、
〇〇〇〇〇有限会社代表取締役、〇〇〇〇〇〇。立地基準、一般基準と
もに合致しています。受付番号93、妻鳥町の案件について、受人は
紙卸売業を営んでおり、現在、配送センターでは取扱商品の受入数
量が大量入荷に変わり、荷下し場が手狭になっています。自社3トント
ラックを倉庫内に移動し、荷下し場を確保している状態ですが、一時
的な対応では凌ぎ切れなくなっており、また、近隣には製紙関連工場
が集中しているため国道11号線の交通量が多く、搬出入の際の安全
確保のためにも改善が必要となっております。そこで、大型トレーラー、
大型トラック等の荷下しスペース及び回転スペースを整備し、また社
員及び来客用の駐車場が確保できずに支障があるため、申請地を譲

り受けての受人・渡人合致の大型車両荷下し・回転スペース及び露天駐車場建設です。受人、〇〇〇〇株式会社代表取締役、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号94、妻鳥町の案件について、受人は所有する同所1567番2を住宅建築用地として貸し付けるため転用許可を受けましたが、その進入路である同所1567番5の道幅を拡張したく申請地を譲り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅進入路拡張です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号95、妻鳥町の案件については昭和51年に一般個人住宅建築で転用許可を受け、盛土造成及び擁壁工事も終わり居宅建築に進む運びとなっておりましたが、諸事情により住宅を建築する目的が無くなりました。受人は賃貸住宅住まいをしておりますが手狭となったため、自己住宅を建築するにあたり土地を探していたところ、双方の利害が合致したため申請地を譲り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建築です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号96、寒川町の案件について、受人は宅地建物取引業を営んでおり、申請地は建売住宅の需要が高いと判断し土地を探していたところ、双方の利害が合致したため申請地を譲り受けての受人・渡人合致の建売住宅建築です。受人、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇代表取締役、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号97、豊岡町大町の案件について、受人は電気工事業等を営んでおりますが、現在、従業員と来客の自動車及び作業車等を駐車するスペースが不足しており、会社の敷地と一体利用が可能な申請地を譲り受けての受人・渡人合致の貸駐車場建設です。受人、〇〇〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号98、豊岡町長田の案件について、受人は現在賃貸住宅にて妻と子供二人で同居しておりますが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、実家にも近く生活環境の整っている申請地を譲り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号99、豊岡町長田の案件について、受人は現在持ち家に住んでいますが、受人の家が建っている土地を含む周辺一帯に丸福運送株式会社が本社兼倉庫を建築することになったため売却し、現在の家から比較的近い申請地を譲り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号100、土居町北野の案件について、受人は電気通信工事業を営んでおり、同地内に携帯電話用の基地局を建設するにあたり、周囲を工事の作業用地として一時的に使用するための一時転用となります。因みにこの携帯電話用基地局については、農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第

53条第14項の定めるところにより転用に農地法の許可を必要としない
ものであります。事業者である〇〇〇〇〇株式会社からは事業計画書
が提出されています。受人、有限会社〇〇〇〇代表取締役、〇〇〇
〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号101、土居
町畑野の案件について、受人は父が経営する個人事業の資材や業
務用車両そして従業員の増加により駐車台数が増えたことにより、資
材置場が満杯となり業務に支障が出ているため、資材置場に近い申
請地を譲り受けての受人・渡人合致の貸駐車場建設です。受人、〇
〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号102、
土居町藤原2番耕地の案件について、受人は太陽光売電業を営んで
おり、国からの有利な政策もあり、事業として成り立つものであると確信
し、20年買い取り確定で売電収入が見込める申請地を譲り受けての
受人・渡人合致の太陽光発電施設建設です。受人、株式会社〇〇〇
〇代表取締役、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。
受付番号103、土居町津根の案件について、受人は家族3人で自動
車修理業を営んでいますが、修理予定車及び修理車、部品取り中古
車の置場が狭く苦慮しているため申請地を譲り受けての受人・渡人合
致の資材置場建設です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準とも
に合致しています。受付番号104、土居町津根の案件について、受
人は長男として農業を継ぐ身にあります。今は県外に移住し会社員
をしており、父も会社員をしながらの農業では十分な経営ができない
ため、申請地を借り受けての受人・渡人合致の太陽光発電施設建設
です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。
受付番号105、土居町津根の案件について、受人は紙加工業を営ん
でいますが、事業拡大のため現駐車場に工場を計画しているため駐
車場を確保する必要があり、また、現状不足分を適宜近隣の空地に停
めている状況で今後従業員も増員予定であるので申請地を借り受け
ての受人・渡人合致の駐車場建設です。受人、〇〇〇〇株式会社代
表取締役、〇〇 〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受
付番号106、土居町野田の案件について、受人は賃貸住宅住まいを
しておりますが、結婚後家財道具が増え手狭となっており、将来の事
を考え幹線道路に近く、交通の利便性に優れた申請地を譲り受けて
の受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、〇〇〇〇。立地
基準、一般般基準ともに合致しています。受付番号107、土居町野田
案件について、先ほどご説明しました受付番号106に関連しており、
申請地を譲り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅進入路及び
排水路建設です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致
しています。以上で説明を終わります。

議 長 以上で議案の説明が終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があれば
よろしくお願いします。

議 長 受付番号92番

星川委員 異議ありません。この農地については相当以前から耕作放棄地
になっておりましたので。

議 長 93番

委 員 異議ありません。

議 長 94番

委 員 94番、95番異議ありません。

議 長 96番

委 員 異議ありません。

議 長 97番

委 員 異議ありません。

議 長 98番

委 員 98番、99番異議ありません。

議 長 100番

委 員 異議ありません。

議 長 101番

委 員 異議ありません。

議 長 102番

委 員 異議ありません。

議 長 103番

委 員 異議ありません。

議 長 104番

委 員 異議ありません。

議 長 105番

委 員 異議ありません。

議 長 106番

委 員 106番、107番異議ありません。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

齋藤委員 95番の「申立書あり」とあるのですが、これはどういうものですか。

石川次長 これは県への申立書で、当初転用許可を受けて造成をしてその
あとなぜできなかったのかという経緯を書いた申立書となっています。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する
意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第2号は、許可相当と認め、進
達することに決しました。

議 長 日程第5 議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地
利用集積計画の承認について(利用権貸借)を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。合田 圭 君。

(合田係長、受付番号62番～68番を議案書により説明)

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 なお受付番号69番から72番については再設定であります。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 それでは受付番号62番、質疑ありませんか。

委 員 62番、63番異議ありません。

議 長 64番

委 員 64番、65番異議ありません。

議 長 66番

委 員 異議ありません。

議 長 67番

委 員 異議ありません。

議 長 68番

委 員 異議ありません。

議 長 受付番号69番から72番までの再設定について質疑はありません
か。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権設定)、支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第3号は、支障がない旨の意見とすることに決しました。

議 長 日程第6、議案第4号、非農地証明願についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。石川 考太 君。

石川次長 議案第4号 非農地証明願についてご説明いたします。受付番号5、金砂町小川山の畑3筆について、昭和52年4月以前より山林として利用されていまして。よって、昭和27年10月21日以降農地であった土地のうち、人為的な転用の事実行為、植林に限りますが、行われてから20年以上経過した土地で、農地への復旧が著しく困難であり、かつ、農地行政上、特に支障が無いと認められるためです。以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 受付番号5番、質疑はありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第4号、非農地証明願について原案の通り許可することに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第4号は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 日程第7、諮問第1号、法定外公共財産(道・水路)の用途廃止について議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。大西 唯文 君。

(大西専門員、受付番号12番を議案書により説明。)

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 受付番号12番、質疑はありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第1号、法定外公共財産(道・水路)の用途廃止については廃止しても支障がない旨の意見とすることに、賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、諮問第1号は、廃止しても支障がない旨の意見とすることに決しました。

議 長 日程第8、諮問第2号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。石川 考太 君。

石川次長 諮問第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見についてご説明いたします。受付番号6、個別除外の案件です。申出者

〇〇〇〇は市内にて夫婦二人で借家住まいをしておりますが、二人での生活に必要なスペースなど計画せず部屋を決めてしまったため手狭であることや、今後、家族が増えることも見越して家を建てることを考えています。申出者の実家は両親と兄家族の4人で住んでいます。両親とも年齢が60代でまだまだ元気ですが、農繁期にはとても忙しそうで昔に比べて農作業がきつくなっているように感じており、兄家族及び申出者夫婦も農繁期には農作業の手伝いをしますが、同じ川之江地域とはいえ少し離れていると手伝いに行くのも大変であるため、実家の近くに申出者が移り住もうと話が持ち上がり、また、柴生町は申出者が生まれ育った地域で、近くに新田公園もあり環境がとても気に入っています。子供を授かった時の居住スペース、育児環境の確保、実家からの育児サポートを考えた時にも実家の近くに居を構えることが、申出者にとっては最善の選択と考えています。申出者は土地を所有していないため、実家から500メートル以内の宅地等を探しましたが購入できる土地が見つからず、付近の白地の農地も交渉が不調に終わったため、父が所有する土地を複数検討しましたが、除外申出地以外に利用できる土地が無かったので止むを得ず農用地区域から除外するものです。以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 受付番号6番、質疑はありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第2号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見については、変更しても支障がない旨の意見とすることに、賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、諮問第2号は、変更しても支障がない旨の意見とすることに決しました。

議 長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

議 長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

議 長 ないようでしたら、局長より、その他の事務報告をさせます。

局 長 事務報告

議 長 長時間にわたりまして審議いただき、誠にありがとうございました。これをもちまして、第5回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。ご協力、ありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 礼、お疲れ様でした。

閉会時間(14:40)

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長

石川有利

委 員

辻 政春

委 員

高橋藤信